

令和6年度（2024年度）

定期監査及び行政監査結果報告書

（ 第 1 次 ）

真庭市監査委員

目 次

1	基準に準拠している旨	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施手続	1
6	監査の実施場所及び日程	2
7	監査の結果及び意見	2
	(1) 全般的事項	2
	(2) 個別事項	4
8	措置状況の通知について	5

【監査結果の処理区分】

1 指摘事項

- ① 法律、政令、省令、条例、規則、規程等に違反していると認められるもの
- ② 人の身体、生命に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの
- ③ 故意又は重大な過失により市に対して多大な損害を与えたもの
- ④ 公金の取扱いに関して重大な誤りがあるもの
- ⑤ 過去に検討事項とされたもので、改善されていないもの

2 検討事項

- ① 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- ② 法令等には違反しないが、事務処理を行う上で改善する必要があると認められるもの

3 指導事項

- ① 事務処理上の記載誤り、記載漏れ等の軽易な誤りと認められるもの
- ② その他、事務処理に当たり留意すべきもの

※ 「1 指摘事項」及び「2 検討事項」については、監査結果報告書に記載し、是正措置の通知を求めるものとし、「3 指導事項」については、監査実施時において口頭により注意し、改善指導を行ったので、記述を省略した。

1 基準に準拠している旨

監査委員は、真庭市監査基準（令和2年真庭市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）及び行政監査（同条第2項）

3 監査の対象

真庭市立小学校、中学校、幼稚園、保育園、こども園及び学校給食共同調理場
なお、今年度は対象とした幼稚園、保育園及び学校給食共同調理場はなかった。

4 監査の着眼点

令和6年度定期監査及び行政監査（第1次）実施計画に基づき、以下の点を主眼として、監査を行った。

- （1）予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。事務処理で法令等に違反するものはないか。
- （2）違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。事務処理が遅延したため、支払遅延となっているものはないか。
- （3）需用費、備品購入費、役務費等の支出について、検査検収は確実に行われているか。特に年度末において、当面必要としない物品を購入していないか。
- （4）契約事務について、適正な事務処理ができているか。提出された見積書は適正に管理されているか。
- （5）備品は適正に管理できているか。備品シールは正確に貼付されているか。寄附備品は、寄附採納の手続きがとられているか。
- （6）現金（郵券等を含む）の取扱いは適正に行われているか。保管方法、入出金手続は厳正確実に行われているか。

5 監査の主な実施手続

実査、立会、確認、証拠突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、閲覧等の手法を組み合わせることにより、合理的かつ効果的に、十分かつ適切な監査の証拠を入手して、監査を行った。

- 備考
- 1 関係書類等のうち一部は抽出により照合、点検及び確認した。
 - 2 備品管理状況については、備品台帳から抽出し、照合、確認した。
 - 3 郵券等については、前年度からの繰越状況を含め、照合、点検及び確認した。

6 監査の実施場所及び日程

12月4日	水	美甘こども園、美甘小学校、湯原こども園
12月5日	木	勝山小学校、湯原小学校、湯原中学校

7 監査の結果及び意見

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部において改善や検討を要する事項が見受けられた。各学校・園等に全般的に該当する事項及び個別に該当する事項は、次に示すとおりである。

また、軽易な記載誤り等の指導事項については、実地監査時に口頭で指導したので、記述を省略した。

(1) 全般的事項

【指摘事項】

特になし。

【検討事項】

〈全施設共通〉

ア 施設の安全対策等について

前年度の監査結果報告においても検討事項として掲げているところであるが、防犯用具について、取扱いが容易な撃退スプレーや警棒など、より効果的な防犯用具の整備について、各施設の実情に合わせ検討されたい。

こども園では、警備保障システムを導入していない施設が見受けられた。子どもの安全を考慮し全施設への導入を検討されたい。

イ 寄附台帳と備品台帳の整合等について

寄附により取得した物品のうち、備品としての性質を有するものは寄附台帳のみならず、備品台帳にも登録する必要があるので、両台帳の照合を行い、台帳の整備を行ったうえで、備品点検を行うようにされたい。併せて、新規に寄附が発生した場合には、その都度、備品台帳への登録の必要性を検討し、適切に処理されるよう留意されたい。

ウ いわゆる準公金の管理について

小学校、こども園で管理している市の公金以外に P T A 会計など任意団体等の預貯金、現金及び郵券については、担当者 1 名によって出納事務が扱われ、出納に関する伝票・出納簿等の作成が行われることのないよう、真庭市準公金取扱規程に則り適正な取扱を徹底されたい。

エ 適切な施設維持管理について

学校、園では、施設等の老朽化などにより、改修の必要な箇所が見受けられた。

建築年次や施設の立地の違いから、設備の整備、環境の状況が異なることはやむを得ないものと思われるが、快適な生活や学習環境を確保するためにも、公共施設等総合管理計画に則り、現状や課題を客観的に把握・分析し、適切な施設維持管理を実施されたい。

(2) 個別事項

【指摘事項】【検討事項】

○ 12月4日(水)	
施設名	内 容
美甘こども園	<p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①備品購入の起案書類で決裁日、施行日が記載されていないものが見受けられた。適正な事務処理を心掛けられたい。②使用しなくなった古い備品は廃棄処分とされたい。③防犯対策として機械警備を導入することを担当所管課と協議されたい。
美甘小学校	<p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】 特になし。</p>
湯原こども園	<p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①備品台帳の廃棄分は色分けするなどしてわかりやすく管理できるよう整理されたい。②防犯対策として機械警備を導入することを担当所管課と協議されたい。③園庭のフェンスの塗装が剥がれ錆びている箇所がある。担当所管課と協議し対処方法を検討されたい。

○ 12月5日(木)	
施設名	内 容
勝山小学校	<p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】 ①物品購入において、発注手続きに不備があるものが見受けられた。 適正な事務処理を心掛けられたい。</p>
湯原小学校	<p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】 ①駐車場の一部が他の緊急修繕工事の影響で未舗装のままとなっている。 担当所管課と舗装化について協議し整備されたい。</p>
湯原中学校	<p>【指摘事項】 特になし。</p> <p>【検討事項】 ①PTA会計の経理について、担当者1名のみで出納事務が処理されていた。 他の会計事務も含めて、業務の負担にならないことに配慮しながら、複数の人員が係わり、チェック機能や牽制機能が働くような管理体制となるよう検討されたい。</p>

8 措置状況の通知について

この監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を書面により、市長部局においては市長名で、教育委員会部局においては教育長名にて、監査委員あて通知されたい。